

令和6年第1回教育委員会臨時会日程

1 日 時 令和6年1月15日(月)午前10時30分

2 場 所 朝霞市役所 第1委員会室

3 出席者

教育委員会	教育長	二見隆久
教育委員会	教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会	委員	高橋松久
教育委員会	委員	森島史枝
教育委員会	委員	上野正道

4 説明のための出席者

学校教育部長	野口邦彦
生涯学習部長	神頭勇
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	堀川政昭
生涯学習部次長兼図書館長	菊島隆一
教育管理課長	小石川知治
教育指導課長	松本欣巳
学校給食課長	長谷修
文化財課長	赤澤由美子
中央公民館長	又賀俊一

5 議事日程

- (1) 開 会 宣 言
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 教育長の報告 別紙のとおり
- (4) 市長からの意見聴取 別紙のとおり
- (5) そ の 他
- (6) 閉 会 宣 言

(別紙)

◎ 教育長報告事項

① 専決処理について（朝霞市教育委員会職員の人事について）

◎ 市長からの意見聴取

議案第1号 令和5年度（2023年度）朝霞市一般会計補正予算（第5号）＜教育委員会関係分＞について

議案第2号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 工事請負契約の締結について（武道館耐震等改修工事）

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定により専決処理した事案について、同規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和6年1月15日

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

記

- 1 件 名
専決第10号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて
- 2 専決処理期日
令和5年12月25日
- 3 専決処理した理由
職員の人事異動について、教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため。
- 4 事務処理の状況
別紙のとおり

令和6年1月1日採用

(朝霞市)

所 属	氏 名	備 考
○新規採用職員		
(教育委員会事務局)		
教育管理課	清水 彩里	

令和5年12月31日退職者

所 属	氏 名	備 考
○再任用職員		
教育管理課主任	平塚 誠	

議案第1号

令和5年度（2023年度）朝霞市一般会計補正予算（第5号）
＜教育委員会関係分＞について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた令和5年度（2023年度）朝霞市一般会計補正予算（第5号）＜教育委員会関係分＞に同意することについて議決を求める。

令和6年1月15日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

○ 歳 出 （款10 教育費） (単位：千円)

項01 教育総務費 目02 事務局費

＜職員人件費＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	142,877	240	143,117	一般職給
職員手当等	102,812	1,809	104,621	地域手当 46 時間外勤務手当 30 期末手当 844 勤勉手当 803 特別職期末手当 86
共済費	76,948	176	77,124	埼玉県市町村職員共済組合負担金 159 埼玉県公立学校職員共済組合負担金 17

項01 教育総務費 目03 教育指導費

＜教育相談事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	26,975	170	27,145	その他報酬 ・会計年度任用職員報酬

＜国際理解教育事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	51,408	101	51,509	その他報酬 ・会計年度任用職員報酬

＜教育指導支援事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	992	5	997	その他報酬 ・会計年度任用職員報酬
職員手当等	201	4	205	期末手当

項01 教育総務費 目04 教育管理費

＜就学・学齢簿整備事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	1,237	7	1,244	その他報酬 ・会計年度任用職員報酬
職員手当等	196	4	200	期末手当

項03 中学校費 目01 学校管理費

＜中学校図書整備事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	826	16	842	期末手当

令和5年度（2023年度）朝霞市一般会計補正予算（第5号）＜教育委員会関係分＞

項04 学校保健費

目02 学校給食費

＜職員人件費＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	57,633	218	57,851	期末手当 83 勤勉手当 135
共済費	29,828	44	29,872	埼玉県市町村職員共済組合負担金

＜学校給食運営事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	803	17	820	期末手当

項05 社会教育費

目01 生涯学習費

＜職員人件費＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
給料	48,374	60	48,434	一般職給 ・会計年度任用職員給（育休等代替）
職員手当等	38,730	7	38,737	地域手当
共済費	16,814	101	16,915	埼玉県市町村職員共済組合負担金

項05 社会教育費

目03 文化財保護費

＜職員人件費＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	35,080	56	35,136	時間外勤務手当 14 期末手当 42

＜旧高橋家住宅管理運営事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	280	5	285	期末手当

項05 社会教育費

目04 博物館費

＜運営事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	312	6	318	期末手当

項05 社会教育費

目05 公民館費

＜職員人件費＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	48,491	147	48,638	期末手当

令和5年度（2023年度）朝霞市一般会計補正予算（第5号）＜教育委員会関係分＞

＜中央公民館運営事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	2,892	12	2,904	その他報酬 ・会計年度任用職員報酬
職員手当等	494	11	505	期末手当

＜西朝霞公民館運営事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	1,052	22	1,074	期末手当

＜南朝霞公民館運営事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	1,056	22	1,078	期末手当

項05 社会教育費 目06 図書館費

＜職員人件費＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
職員手当等	51,160	430	51,590	時間外勤務手当 8 期末手当 243 勤勉手当 179

＜北朝霞分館運営事業＞

節	補正前の額	補正額	補正後の額	説明
報酬	15,374	43	15,417	その他報酬 ・会計年度任用職員報酬

議案第2号

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に同意することについて議決を求める。

令和6年1月15日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見 隆久

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 朝霞市職員の給与に関する条例（昭和30年朝霞市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100を」を「100分の105を」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	323,100	365,500	410,300	459,900
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	378,700	424,900	461,400	521,000

31	205,200	250,600	283,300	324,400	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	383,800	428,600	463,600	523,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	404,100	445,300		
59	233,300	278,100	324,500	364,700	404,400	445,600		
60	233,900	279,000	325,600	365,300	404,700	445,900		
61	234,500	280,000	326,300	365,700	405,000	446,200		
62	235,200	281,000	327,200	366,300	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	410,600			
83	245,600	292,700	339,300	378,000	410,900			
84	246,000	292,900	339,800	378,300	411,100			
85	246,400	293,200	340,100	378,700	411,300			
86	246,800	293,500	340,500	379,200				
87	247,200	293,800	341,000	379,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000				
89	248,000	294,400	341,700	380,400				
90	248,500	294,800	342,100	380,900				

91	248,800	295,100	342,600	381,300					
92	249,100	295,500	343,000	381,700					
93	249,400	295,700	343,200	382,000					
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000							
115		302,300							
116		302,700							
117		302,900							
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							
125		305,200							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)	基準給料月額 (円)
		188,700	216,200	256,200	275,600	316,200	358,000	391,200	442,400

第2条 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和

6年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の朝霞市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定 令和5年4月1日

(2) 改正後の給与条例第16条第2項及び第3項並びに第18条第2項の規定 令和5年12月1日

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の朝霞市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 提案する理由

令和5年8月7日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給月数を改定するため。

2 改正内容

(1) 給料表の改定

給料月額を平均1.081パーセント(3,392円)引き上げる。

(2) 期末・勤勉手当の改定

令和5年12月期の支給月数を期末手当・勤勉手当共に0.05月分引き上げ、合計0.1月分引き上げる。令和6年度以降は6月期と12月期の支給月数が均等になるよう改める。(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(以下「再任用職員」という。))については0.05月分の引上げ)

①令和5年12月期の期末・勤勉手当を0.1月分引き上げる。

	期末手当		勤勉手当	
	現行	改定後	現行	改定後
一般職員 (特定管理職員以外)	1.20月	1.25月	1.00月	1.05月
特定管理職員 (6級以上)	1.00月	1.05月	1.20月	1.25月
再任用職員 (特定管理職員以外)	0.675月	0.700月	0.475月	0.500月
再任用職員 (特定管理職員)	0.575月	0.600月	0.575月	0.600月

※期末・勤勉手当の年間支給月数は、一般職員及び特定管理職員が4.40月から4.50月、再任用職員が2.30月から2.35月となる。

②令和6年度以降の6月期と12月期の期末・勤勉手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

【期末手当】

	改定前 (※上記①改定後)		改定後 (令和6年度以降)	
	6月期	12月期	6月期	12月期
一般職員 (特定管理職員以外)	1. 20月	1. 25月	1. 225月	1. 225月
特定管理職員 (6級以上)	1. 00月	1. 05月	1. 025月	1. 025月
再任用職員 (特定管理職員以外)	0. 675月	0. 700月	0. 6875月	0. 6875月
再任用職員 (特定管理職員)	0. 575月	0. 600月	0. 5875月	0. 5875月

【勤勉手当】

	改定前 (※上記①改定後)		改定後 (令和6年度以降)	
	6月期	12月期	6月期	12月期
一般職員 (特定管理職員以外)	1. 00月	1. 05月	1. 025月	1. 025月
特定管理職員 (6級以上)	1. 20月	1. 25月	1. 225月	1. 225月
再任用職員 (特定管理職員以外)	0. 475月	0. 500月	0. 4875月	0. 4875月
再任用職員 (特定管理職員)	0. 575月	0. 600月	0. 5875月	0. 5875月

3 規定内容

<改正条例第1条の規定>

第16条第2項 一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第16条第3項 再任用職員について、期末手当の支給月数を引き上げるもの。

第18条第2項 一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数を引き上げるもの。

別表第1 行政職給料表について改正を行うもの。

<改正条例第2条の規定>

第16条第2項 一般職員及び特定管理職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第16条第3項 再任用職員について、期末手当の支給月数の配分を改めるもの。

第18条第2項 一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数の配分を改めるもの。

4 施行期日等

(1) 施行日

公布の日

※ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日

(2) 適用日

①給料表の改定

令和5年4月1日に遡及して適用する。

②令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定

令和5年12月1日に遡及して適用する。

【参考資料】

朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条関係

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（第18条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（第18条第2項において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p>

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在
(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した
日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月
額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100
分の105 (特定管理職員にあっては、100分の125) を乗じて得た額
の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前
再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 (特定管理職
員にあっては、100分の60) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区 分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		
		給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	
定年前再任 用短時間 勤務職員以外 の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	323,100	365,500	410,300	459,900									
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	325,300	368,100	412,700	463,000									
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	327,500	370,500	415,200	466,000									
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	329,500	372,900	417,600	469,000									
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	331,500	374,800	419,500	472,000									
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	333,500	377,300	421,600	475,000									
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	335,400	379,600	423,700	478,000									
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	337,300	382,100	425,900	481,100									

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在
(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した
日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月
額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100
分の100 (特定管理職員にあっては、100分の120) を乗じて得た額
の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前
再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5 (特定管理
職員にあっては、100分の57.5) を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区 分	職務の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		
		給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	給料 月額	(円) (円)	
定年前再任 用短時間 勤務職員以外 の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	319,200	362,900	408,100	458,400									
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	321,400	365,500	410,500	461,500									
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	323,700	367,900	413,000	464,500									
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	325,900	370,500	415,400	467,500									
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	328,100	372,400	417,300	470,500									
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	330,100	374,900	419,600	473,500									
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	332,300	377,200	421,700	476,500									
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	334,500	379,700	423,900	479,600									

新旧对照表

9	170,900	221,100	252,000	284,800	339,200	384,500	427,800	483,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	341,200	387,100	429,900	486,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	343,200	389,700	432,000	489,900
12	174,900	225,600	256,200	290,300	345,200	392,300	433,900	493,000
13	176,100	226,800	257,500	292,100	347,000	394,600	435,700	495,700
14	177,600	228,200	258,700	293,700	349,000	396,900	437,400	498,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	350,900	399,100	439,300	500,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	352,800	401,400	441,200	502,600
17	181,800	232,400	262,300	298,000	354,500	403,200	443,000	504,600
18	183,200	234,000	263,600	300,000	356,500	405,100	444,800	506,000
19	184,600	235,500	264,900	302,000	358,300	407,000	446,600	507,500
20	186,000	236,900	266,200	303,800	360,200	408,800	448,300	508,900
21	187,300	238,100	267,600	305,500	362,100	410,600	450,100	510,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	364,000	412,400	451,600	511,500
23	191,800	241,200	270,700	309,300	365,900	414,200	453,000	513,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	367,800	416,000	454,500	514,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	369,700	417,600	455,900	515,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	371,600	419,100	457,200	516,700
27	199,400	246,400	277,100	316,800	373,500	420,600	458,500	517,900
28	200,900	247,600	278,700	318,700	375,400	422,100	459,700	519,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	376,900	423,600	460,700	520,100
30	203,800	249,700	281,800	322,400	378,700	424,900	461,400	521,000
31	205,200	250,600	283,300	324,400	380,500	426,200	462,200	521,900
32	206,600	251,500	284,800	326,400	382,100	427,400	462,900	522,800
33	208,000	252,400	285,900	327,600	383,800	428,600	463,600	523,600
9	158,900	212,400	246,000	280,200	336,400	382,100	425,900	482,300
10	160,300	214,200	247,500	282,200	338,600	384,800	428,000	485,400
11	161,600	216,000	249,000	284,100	340,600	387,400	430,100	488,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	342,800	390,100	432,200	491,500
13	164,100	219,200	251,800	287,900	344,600	392,500	433,900	494,200
14	165,600	221,000	253,000	289,700	346,600	394,800	435,700	496,500
15	167,100	222,700	254,300	291,200	348,600	397,000	437,700	498,800
16	168,700	224,500	255,500	292,600	350,300	399,400	439,700	501,100
17	169,800	226,100	256,800	294,400	352,300	401,200	441,600	503,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	354,300	403,200	443,400	504,600
19	172,600	229,400	259,600	298,500	356,100	405,100	445,200	506,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	358,000	406,900	446,900	507,500
21	175,300	232,200	262,700	302,400	359,900	408,800	448,700	508,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	361,800	410,600	450,200	510,100
23	180,300	235,400	266,000	306,500	363,800	412,400	451,600	511,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	365,700	414,300	453,100	513,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	367,700	416,100	454,500	514,200
26	186,900	239,400	271,200	312,400	369,600	417,600	455,800	515,300
27	188,500	240,700	272,900	314,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	190,200	241,900	274,600	316,400	373,600	420,700	458,300	517,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	375,100	422,300	459,300	518,700
30	193,400	244,100	277,900	320,100	376,900	423,600	460,000	519,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	378,700	424,900	460,800	520,500
32	196,900	246,100	281,200	324,300	380,300	426,100	461,500	521,400
33	198,500	247,200	282,400	325,500	382,100	427,300	462,200	522,200

新旧对照表

34	209,300	253,300	287,500	329,600	385,200	429,900	464,400	524,500
35	210,600	254,100	289,000	331,500	386,600	431,200	465,100	525,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	388,000	432,400	465,700	525,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	389,400	433,600	466,200	526,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	390,600	434,400	466,800	527,000
39	215,600	257,900	295,100	339,200	391,800	435,200	467,400	527,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	392,800	436,000	468,000	528,400
41	217,800	260,200	298,200	342,900	393,900	436,600	468,500	528,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	395,100	437,300	469,000	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	396,200	438,000	469,400	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	397,300	438,700	469,700	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	398,000	439,500	470,000	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	402,900	443,900		
55	230,700	274,500	319,300	361,400	403,200	444,300		
56	231,500	275,400	320,800	362,400	403,500	444,600		
57	231,800	276,300	322,200	363,300	403,800	444,900		
58	232,600	277,200	323,400	364,000	404,100	445,300		
34	199,900	248,100	284,100	327,500	383,500	428,600	463,000	523,100
35	201,400	249,000	285,700	329,400	385,000	429,900	463,700	523,800
36	202,900	250,000	287,400	331,500	386,600	431,200	464,300	524,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	388,000	432,400	464,800	525,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	389,200	433,600	465,400	525,600
39	206,700	253,400	292,500	337,300	390,400	433,900	466,000	526,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	209,300	256,000	295,800	341,100	392,600	435,300	467,100	527,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	393,800	436,000	467,600	
43	211,900	258,800	299,000	344,800	395,000	436,700	468,000	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	396,100	437,400	468,300	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	396,800	438,200	468,600	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	397,500	439,000		
47	216,900	263,400	305,500	351,100	398,200	439,400		
48	218,200	264,500	307,200	352,600	398,900	440,100		
49	219,200	265,600	308,100	354,200	399,500	440,600		
50	220,300	266,600	309,600	355,000	400,400	441,000		
51	221,300	267,800	311,100	356,200	400,600	441,400		
52	222,300	268,900	312,700	357,200	401,000	441,800		
53	223,300	269,900	314,300	358,100	401,400	442,200		
54	224,200	270,900	315,900	359,200	401,700	442,600		
55	225,100	272,000	317,500	360,100	402,000	443,000		
56	226,000	273,100	319,000	361,200	402,300	443,300		
57	226,300	274,000	320,500	362,100	402,600	443,600		
58	227,100	275,000	321,700	362,800	402,900	444,000		

新旧对照表

59	233, 300 278, 100 324, 500 364, 700 404, 400 445, 600				
60	233, 900 279, 000 325, 600 365, 300 404, 700 445, 900				
61	234, 500 280, 000 326, 300 365, 700 405, 000 446, 200				
62	235, 200 281, 000 327, 200 366, 300 405, 300				
63	235, 800 281, 900 328, 000 367, 000 405, 600				
64	236, 300 282, 800 328, 800 367, 700 405, 900				
65	236, 800 283, 300 329, 600 368, 000 406, 200				
66	237, 300 284, 000 330, 000 368, 700 406, 500				
67	237, 800 284, 700 330, 600 369, 400 406, 800				
68	238, 400 285, 600 331, 300 370, 000 407, 100				
69	238, 900 286, 600 332, 100 370, 300 407, 300				
70	239, 400 287, 400 332, 800 370, 900 407, 600				
71	239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 407, 900				
72	240, 400 289, 000 334, 100 372, 200 408, 100				
73	240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 408, 300				
74	241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 408, 600				
75	241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 408, 900				
76	242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 409, 100				
77	242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 409, 300				
78	243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 409, 600				
79	243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 409, 900				
80	244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 410, 100				
81	244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 410, 300				
82	245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 410, 600				
83	245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 410, 900				
59	227, 800 275, 900 322, 900 363, 500 403, 200 444, 300				
60	228, 500 277, 000 324, 100 364, 200 403, 500 444, 600				
61	229, 200 278, 100 324, 800 364, 600 403, 800 444, 900				
62	230, 000 279, 100 325, 700 365, 200 404, 100				
63	230, 700 280, 000 326, 500 365, 900 404, 400				
64	231, 300 281, 000 327, 300 366, 600 404, 700				
65	231, 900 281, 500 328, 200 366, 900 405, 000				
66	232, 500 282, 400 328, 600 367, 600 405, 300				
67	233, 100 283, 100 329, 300 368, 300 405, 600				
68	233, 800 284, 000 330, 100 369, 000 405, 900				
69	234, 500 285, 000 330, 900 369, 300 406, 100				
70	235, 100 285, 800 331, 600 369, 900 406, 400				
71	235, 600 286, 600 332, 300 370, 600 406, 700				
72	236, 300 287, 400 333, 000 371, 200 407, 000				
73	237, 000 288, 200 333, 500 371, 500 407, 200				
74	237, 600 288, 700 334, 100 372, 100 407, 500				
75	238, 200 289, 100 334, 600 372, 800 407, 800				
76	238, 700 289, 600 335, 200 373, 400 408, 000				
77	239, 300 289, 800 335, 500 373, 800 408, 200				
78	240, 000 290, 100 336, 000 374, 300 408, 500				
79	240, 700 290, 300 336, 400 374, 900 408, 800				
80	241, 200 290, 700 336, 900 375, 400 409, 000				
81	241, 700 290, 900 337, 300 375, 900 409, 200				
82	242, 300 291, 100 337, 800 376, 500 409, 500				
83	242, 900 291, 500 338, 300 377, 000 409, 800				

新旧对照表

84	246,000	292,900	339,800	378,300	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200					
87	247,200	293,800	341,000	379,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000					
89	248,000	294,400	341,700	380,400					
90	248,500	294,800	342,100	380,900					
91	248,800	295,100	342,600	381,300					
92	249,100	295,500	343,000	381,700					
93	249,400	295,700	343,200	382,000					
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
84	243,400	291,800	338,800	377,300	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200					
87	245,100	292,700	340,000	378,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000					
89	246,100	293,400	340,700	379,400					
90	246,600	293,800	341,100	379,900					
91	246,900	294,100	341,600	380,300					
92	247,300	294,500	342,000	380,700					
93	247,600	294,700	342,200	381,000					
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						

第2条関係

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額 (給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの (第18条第2項において「特定管理職員」という。)) にあっては、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額) に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額 (給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの (第18条第2項において「特定管理職員」という。)) にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額) に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した</p>

新旧対照表

<p>日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の58.75</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

議案第3号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に同意することについて議決を求める。

令和6年1月15日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和45年朝霞市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第4条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例(以下「改正後の市長等の給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長の給与条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定を適用する場合においては、令和5年12月1日から公布の日の前日までに改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、改正後の市長等の給与条例又は改正後の教育長の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

【参考資料】

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

1 改正内容

期末手当について、令和5年12月期の支給月数を0.1月分引き上げ、現行4.40月である年間の支給月数を4.50月とし、令和6年度以降は、各期の支給月数が均等になるよう改める。

(1) 令和5年12月期の期末手当を0.1月分引き上げる。

	6月期	12月期	年間支給月数
現行(令和5年度)	2.200月	2.200月	4.400月
改正後(令和5年度)	2.200月	2.300月	4.500月

(2) 令和6年度以降の期末手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

	6月期	12月期	年間支給月数
改正後(令和5年度)	2.200月	2.300月	4.500月
令和6年度以降	2.250月	2.250月	4.500月

2 施行日等

(1) 施行日

公布の日(※ 令和6年度以降の期末手当は、令和6年4月1日)

(2) 適用日

令和5年12月期の期末手当の改定は、令和5年12月1日に遡及して適用する。

新旧対照表

【参考資料】

市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条関係 (市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者において、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者において、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条関係 (市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者において、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者において、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第3条関係 (教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在) において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在) において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第4条関係 (教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在) において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され、又は死亡した日現在) において教育長が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

議案第4号

工事請負契約の締結について（武道館耐震等改修工事）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められた工事請負契約の締結（武道館耐震等改修工事）に同意することについて議決を求める。

令和6年1月15日提出

朝霞市教育委員会教育長 二見隆久

工事請負契約の締結について

武道館耐震等改修工事について、次のとおり請負契約を締結することにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年朝霞市条例第16号）第2条の規定により議会の議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 武道館耐震等改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 朝霞市本町1丁目12番3号 |
| 3 | 請負契約金 | 425,000,000円（税抜） |
| 4 | 工 事 概 要 | 朝霞市立武道館の耐震等改修工事 |
| 5 | 請負契約者 | 埼玉県深谷市永田1748番地
永田建設株式会社
代表取締役社長 野村 満 |
| 6 | 契約の方法 | 一般競争入札 |

【参考資料】

武道館耐震等改修工事 概要

【敷地概要】

計画敷地 朝霞市本町1丁目12番3号（武道館）

敷地面積 1,911.20㎡

用途地域 近隣商業地域

建ぺい率 80%

容積率 200%

【建物概要】

既存建物

規 模 地上3階

構 造 鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨鉄筋コンクリート造

延床面積 912.29㎡

エレベーター棟

規 模 地上3階

構 造 鉄骨造

延床面積 43.98㎡

【工事概要】

○耐震化

耐震壁2か所・スリット3か所設置

○長寿命化

屋上防水・断熱、外壁・内壁改修、柔道場・剣道場の床改修、窓・ドア等改修、配管・配線の更新、外構改修

○バリアフリー化

エレベーター・バリアフリースイレ・車いす昇降機・点字ブロック・手すり・ヒアリンググループ・授乳室・玄関自動ドア・障害者用駐車場の設置、玄関段差解消、受付窓口のローカウンター化

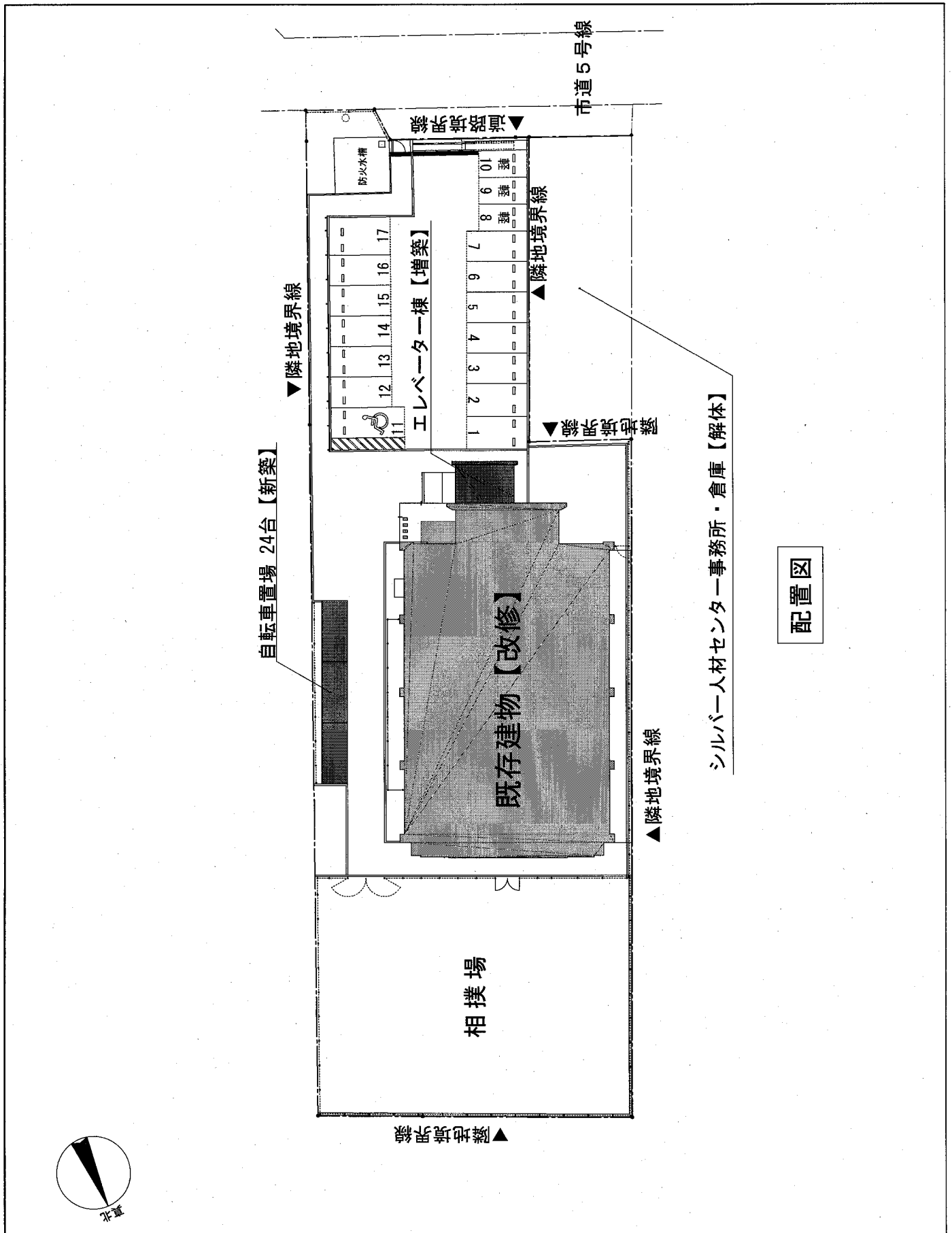
○照明のLED化、空調設備の設置、医務室の設置

○シルバー人材センター事務所及び同倉庫の解体

【参考資料】

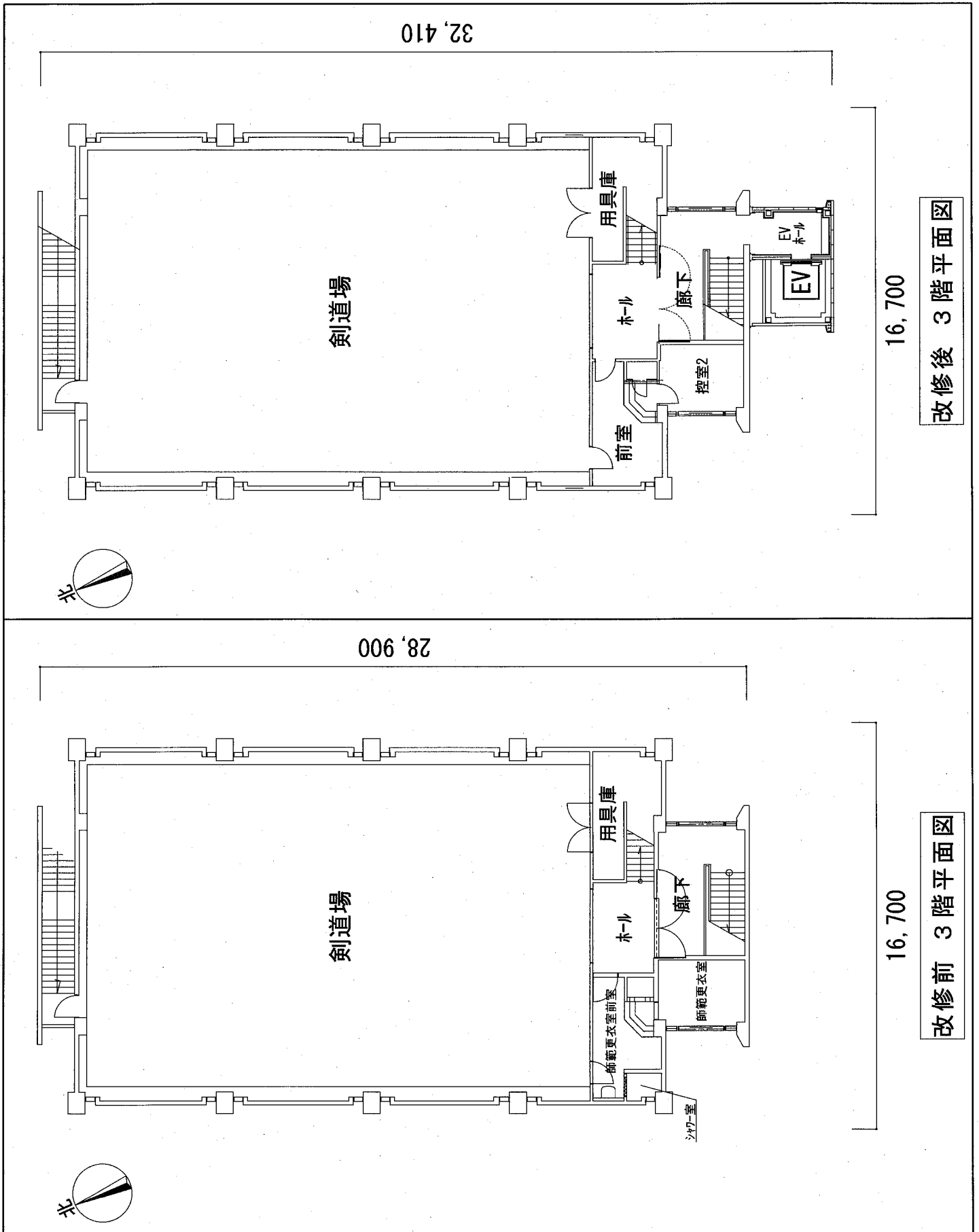
武道館耐震等改修工事 設計価格内訳

項目	金額	割合
1. 建築工事	270,830,800円	57.27%
2. 電気設備工事	37,213,400円	7.87%
3. 機械設備工事	46,242,200円	9.78%
4. 諸経費	118,613,600円	25.08%
合計(税抜)	472,900,000円	100%
消費税	47,290,000円	—
総合計	520,190,000円	—



配置図





入札経過及び結果表

条件付き一般競争入札

開札日時	令和5年12月21日(木) 午前9時00分					
件名	武道館耐震等改修工事					
履行場所	朝霞市本町1丁目12番3号(武道館)					
履行期間	契約締結日 から 令和7年3月14日					
業務概要	耐震化、長寿命化、EV新設等バリアフリー化、空調新設等					
発注業種	建築工事業 建築一式工事					
設計金額(税抜)	472,900,000 円					
予定価格(税抜)	472,900,000 円					
最低制限価格(税抜)	418,204,386 円					
落札価格(税抜)	425,000,000 円					
No.	業者名	法人番号	第1回金額 (税抜)	第2回金額 (税抜)	落札	摘要
1	永田建設株式会社 本店	7030001086104	425,000,000	1		◎
2	五十鈴建設株式会社 本店	2030001044611	457,500,000	2		
3	平岩建設株式会社 朝霞営業所	7030001024906	463,000,000	3		
4	斎藤工業株式会社 朝霞営業所	8030001003108				辞退
5	三光建設株式会社 本店	2030001054791				辞退
6	三ツ和総合建設業協同組合 朝霞営業所	6030005000838				辞退
備考						

落札業者名	埼玉県深谷市永田1748番地	落札金額(税込)
	永田建設株式会社 本店	467,500,000 円